

広情個審第42号

平成29年1月19日

広島市長 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 大久保 隆志

保有個人情報不存在決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年5月2日付け広企公第7号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第25号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成26年5月2日付け広企公第7号の諮問事案（諮問第25号事案）

平成26年2月20日付けの保有個人情報開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年3月6日付け広企公第60号で行った保有個人情報不存在とした決定に対する同年4月10日付け異議申立て

1 審査会の結論

上記の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」といい、本件開示請求の対象とした保有個人情報を「本件請求対象保有個人情報」という。）に対し、不存在とした決定は妥当である。

2 異議申立てに至る経緯

(1) 平成23年10月18日付け公文書開示請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成23年10月18日付けで、「平和記念公園内におけるさまざまな問題に対する開示請求」についての公文書開示請求を行い、これに対し実施機関が決定した公文書不存在決定に不服があるとして、平成23年12月1日に異議申立てを行った。実施機関は、広島市情報公開審査会（現「広島市情報公開・個人情報保護審査会」。以下「審査会」という。）に対し当該異議申立てについて諮問し、審査会は、平成25年1月23日付けで、公文書不存在決定を妥当する内容の答申（以下「前回答申」という。）を行った。

(2) 平成25年2月19日付け公文書開示請求及び保有個人情報開示請求

申立人は、平成25年2月19日付けで、「平成25年1月23日付け答申に至った審査資料と審査内容及び意思形成過程・決定方法、課題設定事項等に係る事項」について公文書開示請求及び保有個人情報開示請求を行った。

実施機関は、平成25年3月5日付けで、公文書開示請求に対しては存否応答拒否決定を、また、保有個人情報開示請求に対しては審査会資料の開示決定及び審査会議事録の不開示決定（以下「平成25年3月5日付け各決定」という。）を行った。

(3) 平成26年2月20日付け本件開示請求及び公文書開示請求

申立人は、平成26年2月20日付けで本件開示請求を行い、同時に本件開示請求と同一内容の公文書開示請求（諮問第79号に係る案件）を行った。

3 本件請求対象保有個人情報

本件請求対象保有個人情報は、「平和公園における日の丸掲揚にかかわる審議についての法的根拠等の情報」であり、その具体的な内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 前回答申に関する内容

ア 審査会において、日本国憲法の規定にそう広島市情報公開条例と市個人情報保護条例等の規定を引用・参照とした上での経緯・意思形成過程・決定方法・結論等に至るまでに、「議事録・公文書等を不開示とすることができる」とする範疇・基準・規定・規程等の判る一切の資料・記録等

イ 審査会において、存否応答拒否決定をすることに係る問題意識を持ち課題を設定する、他の自治体を参考にするなどの審議・検証・検討・査証したことを証明できる一切の記録・資料等

ウ 本件開示請求事項に係り、情報公開制度・個人情報保護制度における諸条例・諸規程等の解釈・判断において、法治主義（立憲主義・憲法尊重擁護主義・国際普遍主義）の原則を踏まえ憲法・国際法等の規定に基づく広島市情報公開条例・個人情報保護法等の運営・運用すべく審査会になりえているか、等の判る一切の記録・資料等

エ 審査会において、請求人の請求事項に対して、できるだけ公開・開示しない、一方処分庁の解釈・判断を重んじるなどし、「保有個人情報不開示決定」と「存否応答拒否決定」との処分をしている。この処分は、「特定秘密保護法」の広島市版であると言える。それは担当行政の長が、恣意と裁量とによって拡大解釈をし、公文書情報と個人（政治家・官僚等）情報を「特定秘密」に指定できるし、国権の最高議決機関である国会、憲法の司法側をも行政側から罰則規定を設けるなど、憲政史上の大悪法である。その影響等が地方自治体にも及び、情報公開制度・情報公開条例・個人情報保護条例等においても、自主規制・拡大解釈の動きを先取りの、保有個人情報に係る「不開示決定」と「存否応答拒否決定」にある。第三者機関の設定も自ずと限界があることを露呈している。「絶対そうではない・そうはならない」との審議・検証・査証したことの判る一切の記録・資料等

(2) 平成25年3月5日付け各決定に関する内容

ア 保有個人情報不開示決定について

(ア) 公文書の特定について

平成25年2月19日付け公文書開示請求書及び保有個人情報開示請求の多数ある請求事項の中から、審査会議事録を特定し、その他の請求事項は「審査の対象にならない」との解釈・判断できる基準等の判る一切の記録・資料等

(イ) 審査会議事録について、開示、不開示とする理由における分岐点等を判別できる基準等の判る一切の記録・資料等

イ 存否応答拒否決定について

(ア) 不存在決定の妥当性判断の分岐点等を明確化した基準等の判る一切の記録・資料等

(イ) 公文書の開示等の理由、存否応答拒否の理由の分岐点等を判別できる基準等の判る一切の記録・資料等

ウ 保有個人情報開示決定通知について

(ア) 保有個人情報の特定について

多数ある請求事項から、開示する保有個人情報を解釈・判断特定した経緯・意思形成過程・結論等の判る一切の記録・資料等

(イ) 開示決定すると解釈・判断した理由の判る経緯・意思形成過程・結論等の一切の記録・資料等

(ウ) 開示決定する際に、最大限に憲法と国際法等に基づく情報公開条例・個人情報保護条例等の諸規定にそうべく決定であるかどうか・判例等にそっているかどうか等を検証・検討・査証し審議意思形成・結論に至ったことの判る一切の記録・資料等

4 異議申立ての内容

申立人の「異議申立て」の内容を要約すると、次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

申立人が行った本件開示請求に対し、実施機関が行った保有個人情報不存在決定について、その取消しを求める。

(2) 異議申立ての理由

申立人は、「平和公園における『日の丸』掲揚の審議に係る情報公開請求・個人情報開示請求の件」に係り個人情報開示請求をした。これに対して、実施機関は、「個人情報を保有していないため、存在していない」ことを理由として、不存在とする処分をした。

実施機関は、この処分について、説明責任を果たしていない。

5 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書の主張等を要約すると、次のとおりである。

申立人は、「私の個人情報」として、審査会の審議についての法的根拠等や平成25年3月5日付け各決定に係る請求対象公文書を特定した根拠及び決定の判断根拠に記載された個人情報の開示を求めている。

実施機関は、審査会の審議についての法的根拠等や実施機関の行う開示決定等の考え方の根拠となる文書には、申立人の個人情報が記載されていなかったため、不存在として決定した。

6 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号）に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

審査会の審議についての法的根拠等や実施機関の行う開示決定、部分開示決定、不開示決定、不存在決定、存否応答拒否決定の考え方の根拠となる文書は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）及び広島市個人情報保護条例の条文そのもの以外にはなく、それらの公文書には申立人の個人情報は記載されていないから、本件請求対象保有個人情報を保有していないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

したがって、本件請求対象保有個人情報を不存在とした実施機関の決定は、妥当である。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 5. 2	広企公第7号の諮問を受理（諮問第25号で受理）
27. 10. 2	第1部会審議回避
28. 7. 25 (第1回審査会)	第2部会で審議
28. 8. 23 (第2回審査会)	第2部会で審議
28. 9. 9 (第3回審査会)	第2部会で審議
28. 12. 9 (第4回審査会)	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
大 原 健 嗣	中国放送(株)報道制作局長
田 邊 誠	広島大学大学院法務研究科教授
原 公 子	広島消費者協会理事
横 山 信 二 (部会長)	広島大学大学院社会科学研究科教授